

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	酒	井	伸	二
同	石	井	茂	隆

28千総総第2100号  
平成28年10月27日

千葉市監査委員 清水謙司様  
同 宮原清貴様  
同 酒井伸二様  
同 石井茂隆様

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第10号並びに平成27年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 複数の工事を一括して発注する場合の共通費の積算を適正に行うべきもの                      [都市局：千葉市立真砂東小学校非常用給水施設設置さく井設備工事、千葉市立朝日ヶ丘小学校外 1 校屋内運動場非構造部材等耐震対策外工事、千葉市立上の台小学校外 1 校屋内運動場非構造部材等耐震対策外工事、千葉市立土気南中学校外 1 校屋内運動場非構造部材等耐震対策外工事、千葉市立稲丘小学校屋内運動場耐震補強工事、千葉市立大宮台小学校エレベータ設置建築工事]</p> <p>公共建築工事積算基準等の運用によると、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について、共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費及び現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。ただし、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる」とされている。</p> <p>しかしながら、千葉市立真砂東小学校非常用給水施設設置さく井設備工事においては、軽微でない建築工事を主たる工事に含め、千葉市立朝日ヶ丘小学校外 1 校屋内運動場非構造部材等耐震対策外工事その他 3 件の工事においては、軽微である機械設備工事を主たる工事に含めず、共通仮設費及び現場管理費を算定していた。</p> <p>また、千葉市立大宮台小学校エレベータ設置建築工事においては、軽微な</p>	<p>複数の工事を一括して発注する場合の共通費の積算については、平成 28 年 4 月 28 日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等資料に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>工事の対象としない昇降機設備工事を主たる工事に含め、共通仮設費及び現場管理費を算定していた。</p> <p>複数の工事を一括して発注する場合の共通費の積算については、公共建築工事積算基準等の運用に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>イ 監理事務所を設けない場合の共通費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：千葉市立朝日ヶ丘小学校外1校屋内運動場非構造部材等耐震対策外工事、千葉市立花見川第一中学校校舎外耐震補強外工事、千葉市立大宮台小学校エレベータ設置建築工事、QVCマリンフィールドトイレ改修工事(その4)]</p> <p>公共建築工事積算基準等の運用によると、公共建築工事共通費積算基準による共通仮設費率に含む内容のうち建築工事において、監理事務所(監督職員事務所)を設けない場合は、共通仮設費率の補正を行うとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事4件においては、監理事務所を設けないにもかかわらず、共通仮設費率の補正を行っていなかった。</p> <p>監理事務所を設けない場合の共通費の積算については、公共建築工事積算基準等の運用に基づき適正に行われたい。</p>	<p>監理事務所を設けない場合の共通費の積算については、平成28年4月28日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等資料に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、チェックシートを活用し、確実なチェックを実施することとした。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 掘削作業における作業員の安全を確保すべきもの [都市局：下水道排水施設工事(東幕張26-1工区)、旧真砂第一小学校跡施設大規模改造電気設備工事]</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱によると、地盤を掘削する場合においては、掘削の深さ、掘削を行っている期間、当該工事区域の土質条件、地下水の状況、周辺地域の環境条件等を総合的に勘案</p>	<p>掘削作業における作業員の安全確保については、平成28年4月12日に都市部長から都市部各所属長に対し、また、同月28日に建築部長から建築部工事担当課長に対し、それぞれ文書で通知し、掘削の深さが1.5メ</p>

<p>して、土留工の形式を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならないとされている。</p> <p>また、土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、下水道のマンホール設置工事及び電気ケーブルのハンドホール設置工事で深さ1.5メートルを超える約1.8メートルの掘削を行ったにもかかわらず、掘削面の崩落を防止するために必要とされる安全な勾配の確保や土留工がされていなかった。</p> <p>掘削作業においては、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき適正に行われたい。</p>	<p>ートルを超える場合は、原則として土留工を施すなど、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき適正に行うよう所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>イ PCB廃棄物保管場所の表示を適正に行うべきもの [都市局：千葉市立高洲第三小学校受変電設備改修工事]</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則によると、特別管理産業廃棄物の保管場所には、見やすい箇所に縦及び横それぞれ60センチメートル以上の特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨、保管する特別管理産業廃棄物の種類及び保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を備えた掲示板が設けられていることとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、撤去した変圧器に微量のPCBが検出されたため、構内の電気室で保管することとしたが、PCB廃棄物の保管の場所である旨の掲示板が設けられていなかった。</p> <p>PCB廃棄物保管場所の表示については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>PCB廃棄物保管場所の表示については、平成28年2月に法令に基づく掲示板を設置した。</p> <p>また、PCB廃棄物保管場所の適正な表示については、平成28年4月28日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図ったほか、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催し、PCB廃棄物保管場所の適正な表示について確認を行った。</p>